

ご説明資料

令和7年4月

自動車部会のこれまでの議論について

第7回自動車部会

時期 8月27日（火）

議題 日本版ライドシェアを巡る状況について
タクシー以外の交通事業者（バス・鉄道等）による日本版ライドシェア等への参入について



10月：事務局によるバス・鉄道事業者からのヒアリング、現地調査

第8回自動車部会

時期 10月29日（火）

議題 日本版ライドシェア参画に係るバス・鉄道事業者からのヒアリング

第9回自動車部会

時期 12月2日（月）

議題 運行管理の実態に関するヒアリング
論点整理（案）について
先行トライアルについて

- バス・鉄道事業者による日本版ライドシェアへの参画を促進するために必要な制度・運用改善等の措置に関して、交通政策審議会自動車部会において論点を整理。

バス・鉄道事業者のニーズの例

終電・終バス後の輸送ニーズに対応するために活用したい
路線再編後の輸送ニーズに対応するために活用したい
駅など交通結節点からの二次交通に対応するために活用したい

バス・鉄道事業者がタクシー事業の 許可を受けるパターン

タクシー事業の許可要件（専用施設、専従役員規制等）の緩和

日本版ライドシェアの柔軟運用
（バス・鉄道のダイヤに合わせた柔軟な時間帯の設定等）

バス・鉄道事業者がタクシー事業者と パートナーシップ^oを組むパターン

施設・車両の共用、ドライバーをシェアする方策を提示

課題等を精査するため、**先行的なトライアルを実施**

タクシー事業の許可を受けるパターン

- ① 東急バス株式会社
- ② 東京バス株式会社
- ③ 全但バス株式会社
- ④ 鹿児島交通株式会社、種子島・屋久島交通株式会社

タクシー事業者とパートナーシップを組むパターン

- ① 伊予鉄バス株式会社、伊予鉄道株式会社、伊予鉄タクシー株式会社

タクシー事業の許可を受けるパターン①(東急バス株式会社)

背景・対応(案)

- 既存のオンデマンドバス運行エリアにおいて、日本版ライドシェアを活用した相乗り運行を実施。
- 都内の路線バスエリアにおいて、日本版ライドシェアでバスで対応できない輸送ニーズを補完。
- タクシー事業の許可に当たっては、最低車両台数、実施時間帯等の要件を緩和。

参画方法(イメージ)



※実証実験後、タクシー車両を保有したタクシー事業の実施も検討

論点整理との関係

- タクシー車両を保有しない形での乗用事業の許可取得
- 専従役員者の選任要件を緩和
(バス事業の管理運営体制の責任者が兼任)
- 日本版ライドシェアとバス事業に活用する営業所等を併用
- バス事業者が把握している事情を踏まえた、日本版ライドシェアの実施地域・時期・時間帯の設定
※地域住民等のニーズに応えるため、日本版ライドシェアを実施する曜日・時間帯を拡大

タクシー事業の許可を受けるパターン②(東京バス株式会社)

背景・対応（案）

- インバウンド需要及び今夏に大型テーマパークが開業による旅行者の増加に日本版ライドシェアで対応
- 貸切バスの閑散期を中心に、バスドライバー、バスガイド、事務職員等を活用
- タクシー事業の許可を取得し、日本版ライドシェアを実施

参画方法（イメージ）



論点整理との関係

- バス事業者が把握している事情を踏まえた、日本版ライドシェアの実施地域・時期・時間帯の設定

※日本版ライドシェアを実施する曜日・時間帯を拡大

【参考】沖縄本島の日本版ライドシェア運行可能時間

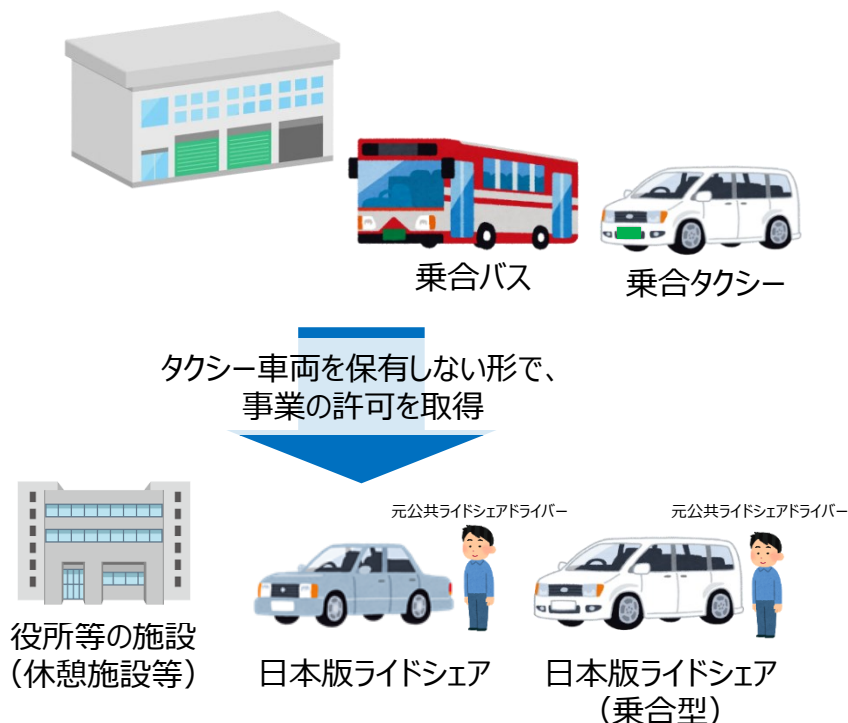
- ・金・土：16時台～翌5時台
- ・クルーズ船寄港日の入港時～出港時の間

タクシー事業の許可を受けるパターン③(全但バス株式会社)

背景・対応(案)

- 豊岡市竹野地域における交通再編にあわせて自家用車・一般ドライバーの導入を検討。
- 朝夕を中心とした通学・通院とそれ以外の時間帯で移動需要が変動することから、同一の自家用車を活用して、移動需要に対応できる様々な交通サービス(日本版ライドシェアや乗合型ライドシェア)の提供を検討。

参画方法(イメージ)



論点整理との関係

- タクシー車両を保有しない形での乗用事業の許可取得
- 専従役員者の選任要件を緩和
(バス事業の管理運営体制の責任者が兼任)
- 役所等の一画を休憩施設等として活用
- バス事業者が把握している事情を踏まえた、日本版ライドシェアの実施地域・時期・時間帯の設定
※地域住民等のニーズに応えるため、日本版ライドシェアを実施する曜日・時間帯を拡大
- 乗合輸送における展開
⇒乗合型ライドシェア導入の検討

タクシー事業の許可を受けるパターン④（鹿児島交通株式会社、種子島・屋久島交通株式会社）

背景・対応（案）

- ホテルや飲食店への移動の足を確保するため、日本版ライドシェアを活用。
- いわさきコーポレーション傘下のバス事業者がタクシー事業の許可を取得し、日本版ライドシェアを実施。
- タクシー事業の許可に当たっては、最低車両台数、責任者選任等の要件を緩和。
- バスの営業所とホテルが離れている種子島・屋久島では、ホテルを営業拠点（営業所、休憩施設等）とする。

参画方法（イメージ）



論点整理との関係

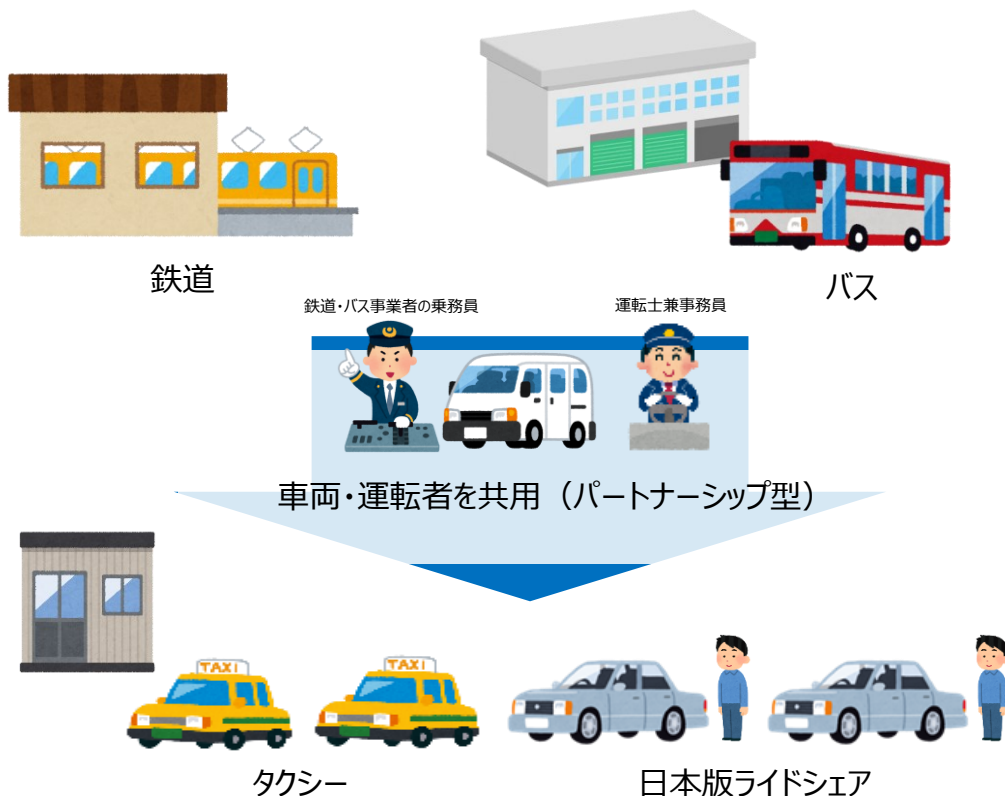
- タクシー車両を保有しない形での乗用事業の許可取得
- 専従役員者の選任要件を緩和
(バス事業の管理運営体制の責任者が兼任)
- ホテルの一面を休憩施設等として活用
- バス事業者が把握している事情を踏まえた、日本版ライドシェアの実施地域・時期・時間帯の設定
※観光地の宿泊客等のニーズに応えるため、日本版ライドシェアを実施する曜日・時間帯を拡大

タクシー事業者とパートナーシップを組むパターン①(伊予鉄バス株式会社 & 伊予鉄道株式会社)

背景・対応(案)

- 朝や日中はタクシー運転者が多いが、夕方になると減少するため、その時間帯で活用
- タクシー事業の許可は取得せずに、タクシー事業者とパートナーシップを組むパターンで日本版ライドシェアを実施

参画方法(イメージ)



論点整理との関係

- グループ会社のタクシー事業者が日本版ライドシェアを実施
- バス・鉄道事業者とタクシー事業者との間でドライバーをシェア
- 使用権原に関する事項をパートナーシップ協定に盛り込むことにより、バス・鉄道事業者が保有する車両を日本版ライドシェア車両として使用